



女川町監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行なったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和2年12月24日

女川町監査委員 丸岡 美穂



女川町監査委員 佐藤 誠一



監査結果報告書

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期日等

期 日 令和2年12月7日（月）

場 所 女川町役場 3階 委員会室2

監査委員 丸岡 美穂 ・ 佐藤 誠一

3 監査の対象

毎月行っている財務監査、決算審査を通して更に精査したい委託業務を監査委員合議の上で6課、6業務委託を抽出し監査した。

- (1) 公文書管理改善業務委託（総務課）
- (2) 休日急患当番医事業委託（健康福祉課）
- (3) 資源物選別処理作業等業務委託（町民生活課）
- (4) 防災ハザードマップ等作成業務委託（企画課）
- (5) 被災児童生徒等学習支援業務委託（教育総務課）
- (6) 浦宿地区雨水排水施設災害復旧事業業務委託（債務負担行為分）（建設課）

4 監査の着眼点

業務委託が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

各所管課から監査調書として委託契約状況調べ及び関係資料を提出の上、業務委託の概要の説明を受け、質疑応答を行うという形で監査を行った。

6 監査の結果

今回監査した6業務委託については、概ね適正であると認められた。

（指摘事項）

全体的には、委託業務の効果や成果を計る指標として、数値を用いての評価や、社会環境の変化により当該業務委託の在り方の検討も必要であると思われる。
個別的には、ハザードマップの活用について、学校教育の中での防災教育等での活用など、効果的な活用を図られるとともに、被災児童生徒等学習支援業務委託については、今後も契約を継続するのであれば、委託業務内容を吟味されたい。